

農業の専門家を派遣します

《令和5年度佐賀県農業技術アドバイザー派遣事業》

佐賀県では、農福連携を通じて障害者の賃金・工賃の向上等を目指している福祉事業所をサポートします。この事業は、ベテラン農家等による指導により、当該福祉事業所の農業技術の習得・向上を図るものです。

☑ 実施主体 佐賀県

☑ 利用対象施設 次の（ア）～（ウ）の事業所

（ア）就労継続支援 A 型事業所（経営改善計画若しくは賃金向上計画を佐賀県に提出している事業所又は県が認めた事業所）

（イ）就労継続支援 B 型事業所

（ウ）生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について、県が認めた事業所



☑ 派遣される農業に関する専門家

県で登録したアドバイザー（県内各地区の農業振興センターから斡旋されたベテラン農家等）

☑ 派遣される農業に関する専門家への謝金

1時間当たり2,000円（各事業所40時間限度）
（当該謝金について、利用対象施設の負担はありません）



☑ 派遣申請手続等

- （1）農業の専門家の派遣を受けたい事業所は、各地区農業振興センター（裏面参照）に相談して、派遣してもらおう農家等を斡旋してもらおう。
- （2）当該事業所は、斡旋してもらった農家等に本チラシを渡して農業技術の指導・助言を依頼し、了承を得たら、県就労支援室に派遣を申請する。
- （3）当該事業所からの指導・助言依頼を了承した農家等は、県就労支援室に登録申請を行う。
- （4）県就労支援室は、派遣申請書及び登録申請書を審査の上、その可否を決定し、それぞれの申請者に対し、派遣（却下）決定通知及び登録（却下）決定通知を行う。
- （5）県就労支援室は、アドバイザーとして登録決定を行った場合は、アドバイザー登録台帳に登録する。
- （6）県就労支援室は、登録アドバイザーからの実施報告を受け、内容を審査の上、謝金を支払うことが適当と認めるときは、謝金を支給する。

※実施報告の最終期限は令和6年3月15日（金）とします。

⇒ 詳しくは県HPをご覧ください ～「農業技術アドバイザー」で検索 又は下記URL

URL:<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00388159/index.html>

<問い合わせ先>佐賀県障害福祉課就労支援室 担当：山口

(Tel)0952-25-7389 ☑ shougaifukushi@pref.saga.lg.jp

<県内の農業振興センター一覧>

センター	所管区域	所在地	電話	F A X
佐城農業振興センター	佐賀市（北部普及課の所管を除く）、多久市、小城市	佐賀市川副町南里 1088	0952(45)8888	0952(45)8880
		<E-mail> chuubunourin@pref.saga.lg.jp		
（北部普及課）	佐賀市のうち富士町及び三瀬村の区域、 神埼市のうち脊振町の区域	佐賀市三瀬村三瀬 2959-1	0952(56)2311	0952(56)2846
		<E-mail> chuubunourin@pref.saga.lg.jp		
三神農業振興センター	鳥栖市、神埼市（脊振町の区域以外）、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町	三養基郡上峰町坊所 112-1	0952(52)1231	0952(52)1478
		<E-mail> toubunourin@pref.saga.lg.jp		
東松浦農業振興センター	唐津市、玄海町	唐津市二太子 3-1-5	0955(73)1121	0955(75)0578
		<E-mail> karatsunourin@pref.saga.lg.jp		
西松浦農業振興センター	伊万里市、有田町	伊万里市新天町 122-4	0955(23)5128	0955(23)5138
		<E-mail> imarinourin@pref.saga.lg.jp		
杵島農業振興センター	武雄市、大町町、江北町 白石町	杵島郡白石町大字東郷 2546-2	0952(84)3625	0952(84)6425
		<E-mail> kitounourin@pref.saga.lg.jp		
藤津農業振興センター	鹿島市、嬉野市、太良町	鹿島市大字納富分 2643-1	0954(62)5221	0954(62)5161
		<E-mail> kitounourin@pref.saga.lg.jp		